

東大阪市新水道庁舎整備事業に係る客観的な評価の結果について

東大阪市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第８条第１項の規定により、東大阪市新水道庁舎整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので、同法第１１条第１項の規定により、客観的な評価の結果を公表する。

令和７年２月２１日

東大阪市上下水道事業管理者 江 原 竜 二

１ 落札者決定までの経緯

本事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０の２の規定により落札者を決定する入札）により行った。令和６年７月１２日付けで入札公告を行ったところ、２グループから入札提出書類（提案書）の提出があった。

市では、学識経験者等で組織する東大阪市新水道庁舎整備事業ＰＦＩ事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が落札者決定基準に基づいて審査した結果を踏まえ、合人社計画研究所グループを落札者として決定した。

２ 落札者

本事業の落札者は、次のとおりである。

合人社計画研究所グループ

代 表 企 業	株式会社合人社計画研究所
構 成 企 業	村本建設株式会社 大阪支店
	長瀬建設株式会社
	株式会社梓設計 関西支社

3 落札金額

3, 1 2 6, 9 5 8, 0 1 3 円（価格は消費税及び地方消費税を除く。）

4 財政負担額の比較

本事業について、市が自ら実施する場合の財政負担見込額と、落札者の提案に基づく P F I 事業として実施する場合の市の財政負担見込額を、事業期間全体を通じて算出し、現在価値換算額で比較した。この結果、本事業を市自ら実施する場合に比べ、P F I 事業として実施する場合は、事業期間中の財政負担額が 4. 4 % 程度軽減されるものと見込まれる。

市が自ら実施する場合	P F I 事業として 実施する場合	財政負担軽減見込額
3, 427, 946千円	3, 276, 768千円	151, 178千円